

3-3 景観形成推進地域の景観形成基準

3-3-1 歴史街道の将来イメージ

<歴史街道沿道の伝統的な様式の建築物>

- 歴史街道沿道の伝統的な様式の建築物や、歴史を感じさせる樹木等は、大切に保存されており、地域の誇り、住民の心のよりどころとなっている。

<敷地内における位置について>

- 原則として、道路に接して建築されており、壁面線が統一された整然とした街並みが形成されている。
- 道路から後退して建築する場合は、道路際に生垣や塀を設けられている。
- 今ある良好な樹木や昔ながらの石垣が保全されている。
- 道路から後退した敷地に駐車場等がある場合は、舗装や植栽等により、景観的に配慮されている。

<形態・意匠・色彩・素材について>

- 道路に面した平入の勾配屋根や、紅柄の木格子、しっくい壁など、歴史街道の伝統的な様式の建築物などが大切にされている。
- 建替えされたり、リフォームされた建物は、現代の生活スタイルに応じた暮らしやすさに配慮しながらも、街道沿いの伝統的な建築物の様式をうまく取り入れており、歴史街道としてのまとまりが感じられる街並みが形成されている。
- 太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から見えない又は見えにくい場所に設置されている。
- 駐車場など、建築物に付属する設備等も、舗装を工夫するなど、周辺の景観との調和に配慮している。



<敷地の緑化措置等について>

- 歴史街道に面して設けられた植栽や生垣が、歴史街道の景観に落ち着きを与えるとともに、うるおいや季節の移り変わりを感じさせ、景観の質を向上させている。
- 植え込みや玄関周りに、ちょっとした植栽など、適度なボリュームの緑化が施されている。
- 道路にはみ出したり、生垣が雑然と徒長したりしないよう、適切に管理されている。

<その他>

- 家の周りを美しく保っている人、花や緑を楽しんでいる人、歴史街道沿道の景観を大切に想っている人など、地域住民の生活や多様な活動がいきいきと感じられ、自らの創意工夫による景観への配慮が感じられる

<伝統的な様式の建築物の例 りっとう景観図鑑より>



88. 長い板塀と中二階の民家 場所：東海道。



84. 中二階と格子棧のある家



66. 街道筋の中二階民家



89. 土蔵と民家



100. 風格ある民家



98. 武家屋敷風土塀



92. 堂々とした土蔵 (2)



56. 曲がりの多い旧街道筋 場所：六地藏

3-3-2 中山道景観形成推進地域・東海道景観形成推進地域の景観形成基準

(1) 建築物（建築物に附属する門及びへいを除く。）の新築、増築又は改築

1) 敷地内における位置

- ・周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ、壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めましょう。
- ・敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して、釣り合いよく配置しましょう。
- ・道路に面した部分に駐車スペース等の空地を設ける場合は、歴史街道の雰囲気や歴史街道の雰囲気に配慮した舗装、植栽や塀等により修景しましょう。

■ 基本的な考え方 ■

参照：	P 31	3-2	(1) 建築物	1) 敷地内における位置
	P 51	3-2	(1) 建築物	6) 屋外附属施設等

建築物などの配置は、周辺の景観にも大きな影響を与えるものです。

中山道、東海道の街道沿いの景観形成推進地域では、類似した建築物の形態・意匠や道路に対して揃えられた壁面線の連なりにより、統一感のある街並みが形成されています。

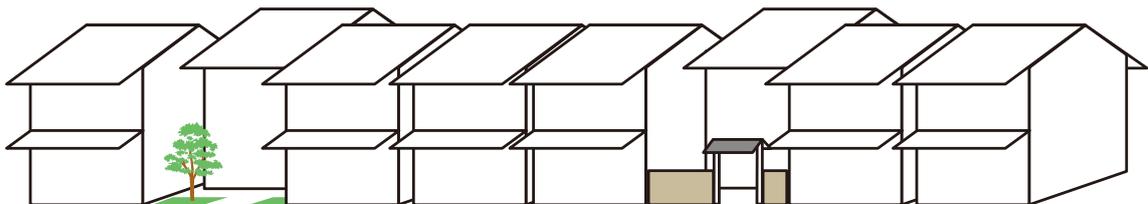
このような地域では、街並みの連続性を保つため、周辺の建築物などの形態や軒の高さ、軒の出、壁面線に合わせ、一体感を持たせます。

軒の高さがそろっている



壁面線がそろっている

周辺の建築物と壁面の位置がそろえられない場合は、周辺の建築物の壁面線に配慮した位置に塀や門、植栽を設けるなど、連続性や一体感を保つための工夫をします。



壁面線をそろえたり、塀や門、植栽を設けることにより連続性や一体感を保つことができます。



周辺の伝統的な建築様式を踏襲し、壁面線や軒線が揃った統一感と連続性のある街並み景観を形成した例

駐車場や駐輪場、ごみ置き場などの屋外付属施設は、通りから見えない道路から離れた場所や見えにくい場所に設置したり、メイン道路側からのアクセスを避けるなど、外部から見えないように工夫します。また、塀、生け垣等で隠したり、建物外壁との調和を考えて一体的にデザインするなど、通りに対して圧迫感を与えないようにするとともに、街並みの魅力を損なわないよう配慮します。

道路に面した部分に駐車スペースなどを設ける場合は、敷石を施すなど舗装を工夫するとともに、植栽や塀等により修景を行うなど、歴史街道らしい雰囲気演出に配慮します。



通りの景観に配慮して、柵や舗装を工夫した駐車場の例

2) 形態

- ・周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態としましょう。
- ・原則として、勾配のある屋根とし、適度な軒の出を確保しましょう。
- ・周辺の建築物と調和した屋根（勾配や向き）等とし、連続した街並みを乱さないよう努めましょう。
- ・太陽光発電設備等を屋根の上や壁面などに設置する場合は、道路などの公共空間から望見できる場所には設置しないよう努めましょう。やむを得ず、道路などの公共空間から望見できる場所に設置する場合は、屋根や壁面と一体的な形態としましょう。
- ・勾配屋根に設置する場合は、太陽光パネルが当該屋根の外縁部より外側にはみ出さないものとし、屋根に密着させましょう。
- ・陸屋根に別途設置する場合は、太陽光パネルの最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退させましょう。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとしましょう。
- ・壁面に設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光パネルがはみ出ないようにしましょう。
- ・屋上に設ける設備は、できる限り目立たない位置に設けるとともに、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮しましょう。ただし、これによることが難しい場合は、目隠し措置を講じるなど修景措置を図りましょう。

■ 基本的な考え方 ■

参照： P 33 3-2 (1) 建築物 2) 形態（・意匠）

「全体的にまとまりのある形態」とは、建築物の高さや屋根の形などが、周辺の景観との連続性や統一感が感じられるようになっていることをいいます。

中山道・東海道の景観形成推進地域では、周辺の伝統的な様式の建築物の景観との連続性や統一感が感じられる形態となるよう配慮します。また、一団のまとまりのある景観をつくるため、形態だけでなく、色彩や素材、壁面のデザインについても、周辺の建物のデザインとつながりを持たせ、違和感のないものにすることが望まれます。

中山道・東海道の景観形成推進地域では、周辺にある伝統的な様式の建築物の形態に配慮し、原則として勾配屋根とします。勾配の向きや角度、軒の出の深さなどは、周辺の既存の建物に合わせたものとします。



中山道及び東海道における代表的な屋根の形態・勾配の例

周辺に 2 軒以上平入りの建築物が連続する場所では、できるだけ平入とすることが望まれますが、やむを得ず平入の勾配屋根にできない場合は、庇等を設けるなど、周辺の景観に配慮します。

屋根の色彩についても、周辺の既存の建物と同系色のものを使用することが望まれます。



勾配の向き、角度のそろった家並みの例



景観に配慮し、勾配屋根としたコンビニエンスストアの例

太陽光発電設備等については、道路などの公共空間から望見できる場所には設置しないようにします。やむを得ず、道路などの公共空間から望見できる場所に設置する場合は、屋根や壁面と一体的な形態とし、当該屋根や壁面からはみ出さない大きさとし、

陸屋根に設置する場合は、太陽光パネルの最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退させます。これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を行い、建築物本体および周辺景観との調和に配慮します。

太陽光発電設備等を含め、原則として、屋上に設備等は設けないようにします。



周囲の伝統的な建築物との調和に配慮し、まとまりのある形態とします。

屋根は原則として勾配屋根とします。

太陽光発電設備等は、通りに面していない箇所には設置するなど、できるだけ、道路等の公共空間から見えないよう配慮します。やむを得ず、道路等の公共空間から望見できる位置に設置する場合は、屋根材の範囲内とし、はみ出さないようにします。

3) 意匠

- ・平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮しましょう。
- ・大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努めましょう。
- ・周辺の伝統的建築物の様式を継承した意匠としましょう。ただし、これによることが難しい場合はこれを模したものとしましょう。
- ・太陽光発電設備等を屋根の上や壁面などに設置する場合は、その他の屋根材又は外壁材の意匠や周辺環境と調和したまとまりのあるデザインにしましょう。

■ 基本的な考え方 ■

参照： P37 3-2 (1) 建築物 3) 外観(屋上設備等)

建築物等の外観は、街並みの景観において、最も重要な要素ともいえます。小さな建築物等であっても、周辺との調和を考える必要があります。

① 屋根、壁面、開口部などの意匠について

建築物の屋根、壁面、開口部などの意匠は、建築物の印象を決定する重要な要素です。建築物の意匠は、「2) 形態」とあわせて、周辺景観を形成している自然景観や、既存の建築物などの形態・意匠との調和に配慮したものとします。

長大な壁面や大面積の壁面が生じる場合は、その壁面の印象が平滑・単調なものとならないよう、陰影効果を考慮して、外壁や開口部の形状や表面の色彩・素材などを工夫します。表面に陰影を持たせることで、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺の景観との調和を図ります。

また、前面の外観の意匠だけでなく、背面や側面の外観についても配慮し、全体にまとまりが感じられるよう工夫します。

② 伝統的な様式の建築物がある通りの場合について

伝統的な様式の建築物が、概ね2棟以上連続してある通りについては、開口部の大きさや伝統的な建築物の意匠をとり入れたデザインとする等、意匠を工夫することで、周辺の街並みとの調和・連続性を保ちます。



伝統的建築物の意匠を残して改修した例



伝統的建築物の様式に配慮した新しい建築物の例

③ 外壁に附帯する室外機などについて

外壁に附帯する室外機、屋外階段、配管設備などは、原則として外壁面に露出させないものとし、やむを得ず露出する場合は、建築物と一体的にデザインしたり、壁面と同色にするなどの景観的処理を行います。

また、ベランダなどについては、建築物との調和に配慮するとともに、洗濯物などが道路から直接見えにくい形態となるように工夫します。



室外機の目隠しの例

④ 太陽光発電設備等について

太陽光発電設備等は、その設置された建築物等の意匠や周辺の景観から突出して感じられないことがないように、原則として屋根の勾配に合わせて設置するなど、設置する屋根や外壁面と一体的に感じられるように配慮します。また、その付属施設等についても、建築物等と一体的にデザインしたり、壁面と同色にするなどの景観的処理を行います。



屋根の勾配に合わせて設置された太陽光発電パネルの例

4) 色彩 ※太字の基準については、特に配慮してください

- ・ けばけばしい色彩とせず、できる限り落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況との調和を図りましょう。
- ・ 外観及び屋根の基調色は、次の色彩の基準に配慮しましょう。

有彩色 (マンセル値による)	明 度 (下限値)	彩 度 (上限値)
R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相	3以上	6以下
その他 (緑・青・紫系)の色相	3以上	3以下
無彩色	3以上	—

- ⇒ 屋根の基調色については、彩度のみとします。
- ⇒ 漆喰、紅柄などの自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合は、この限りではありません。
- ・ 太陽光パネルは、黒又は濃紺若しくは彩度2以下で低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとしましょう。
- ⇒ 太陽光パネルが設置される屋根や壁面と調和すると認められる場合は、この限りではありません。
- ・ 太陽光発電設備等の付属設備は、周辺景観と調和した色彩としましょう。
- ・ 外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光パネルおよび周辺景観と調和した色彩となるよう配慮しましょう。
- ・ 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を考慮しましょう。
- ・ 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和※の効果が発揮できるよう考慮しましょう。

※ 対比調和：色相環上で反対の位置にある対立色相の組合せ。P47 参照のこと。

■ 基本的な考え方 ■

参照：	P 40	3-2	(1) 建築物	4) 色彩
	P 49	3-2	(1) 建築物	5) 太陽光発電設備等

歴史街道の沿道における、周辺景観及び敷地内の状況と調和する色彩は、漆喰壁の白や建具に塗られた紅柄の色、屋根瓦の銀鼠色など、古くからこの地域で伝統的に使われ、慣れ親しんだ慣例色が基本となります。



漆喰壁の白や建具に塗られた紅柄の色、屋根瓦の銀鼠色など、古くからこの地域で伝統的に使われ、慣れ親しんだ慣例色の例

周辺景観と対比する色相を使用する場合は、強調色・アクセントカラーとするなど、周辺の景観に与える効果に配慮します。強調色・アクセントカラーとする色彩の分量は全体の約5%とします。

同一色相の配色やトーンを統一した配色はまとまりがありますが、反面、単調になったり、平凡になってしまうこともあります。この時、使用色と全く違った色（対比する色）を加えることによって全体が引き締まる効果が期待されます。



中山道及び東海道における代表的な紅柄と漆喰の壁の例
（紅柄は、松煙（スス）等との調合によって、色味が異なります）



周辺の伝統的な様式の建物に合わせた色彩の例

低明度で屋根瓦の色と馴染みやすい太陽光パネルの例

5) 素材

- ・周辺景観になじみ、耐久性及び耐候性に優れた素材を使用しましょう。
- ・冷たさを感じさせる素材又は反射光のある素材を壁面などの大部分にわたって使用することは避けましょう。
- ・周辺の建築物に用いられている素材若しくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮しましょう。

■ 基本的な考え方 ■

参照： P52 3-2 (1) 建築物 7) 素材

歴史的な景観を有する地域では、古くから身近にある石や木、竹などの自然素材による建築物などが地域の景観を特徴づけています。

伝統的な様式の建築物が、概ね2棟以上連続してある通りについては、原則として周辺の伝統的建築様式に応じた自然素材を用います。やむを得ず自然素材以外の素材を使用する場合は、その質感や色彩など、周辺の伝統的建築様式や背景となる景観（自然景観）との調和に十分配慮します。

また、反射ガラスや、光沢のある材料などの使用は原則として避けます。やむを得ず使用する場合は、周辺景観との調和に十分配慮します。



自然素材を用いた例（漆喰）



自然素材を用いた例（焼杉と漆喰）



自然素材を用いた例（自然石）



自然素材を用いた例（竹）

6) 敷地の緑化措置等 ※太字の基準については、特に配慮してください

- ・敷地内の空地は、できる限り緑化措置を講じるとともに、適切な管理に努めましょう。
- ・特に前面に駐車場を設ける場合は、歴史街道の雰囲気と調和する生け垣（樹木）を設けるなど、自らの創意工夫による景観への配慮が感じられるように設けましょう。
- ・敷地面積が1 ha 以上のもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）は、原則として、それらの敷地面積の20%以上を、敷地面積が1 ha 未満のものについては、敷地面積から建築面積を引いた面積の20%以上を緑化しましょう。
- ・建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成、周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行いましょう。
- ・大規模建築物が周囲に与える威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種や樹木を選び、植栽位置を考慮しましょう。
- ・植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種に配慮しましょう。

■ 基本的な考え方 ■

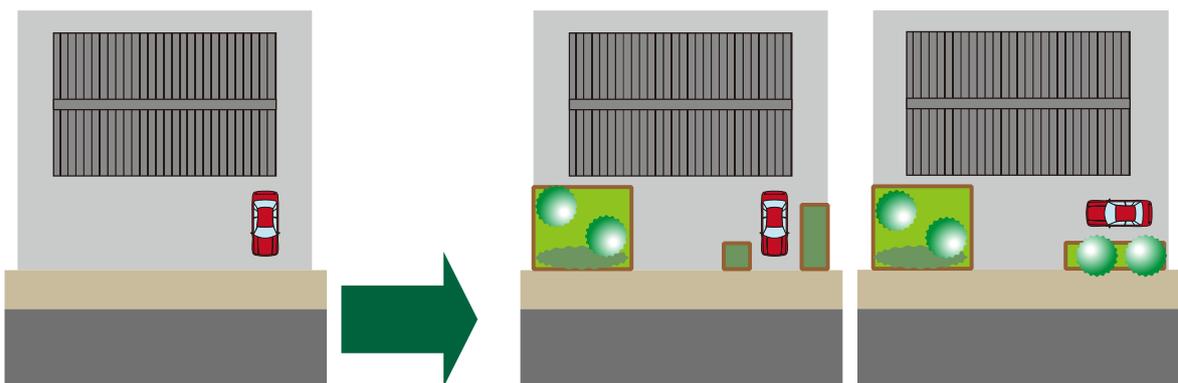
参照： P54 3-2 (1) 建築物 8) 敷地の緑化措置等

敷地内の空地は、できる限り緑化措置を講じるとともに、適切な管理に努めます。

特に玄関の周辺などの道路に面した敷地については、半公共的な空間として、歴史街道の景観に彩りや季節感を与える質の高い緑化に取り組みます。

敷地面積が1 ha 未満の建築行為については、敷地面積から建築面積を引いた面積の20%以上を、敷地面積が1 ha 以上の建築行為については、敷地面積の20%以上を緑化します。なお、コンテナやプランター等による緑化は、20%に含めません。

敷地前面に駐車場を設ける場合や壁面を後退させて前庭等を設ける場合は、歴史街道の雰囲気に合わせた緑化スペースを設けるとともに、石畳風の舗装を施すなど、歴史街道の景観の質の向上に努めます。



駐車スペースは通りから見えにくい位置に設置しましょう。

駐車場の周囲にフェンス等を設ける場合は、フェンスの外側に植栽を施し、緑化に努めましょう。

大規模な駐車場では、駐車場内にも高木を植えましょう。



中山道及び東海道に見られる敷地の緑化措置（生垣）の例



歴史街道の雰囲気配慮した、玄関までのアプローチ空間の緑化措置の例



敷地境界部の緑化の例

栗東市では、「栗東市いけがき設置奨励補助金条例」を制定し、市内居住者などを対象に、高さ 1.0m以上の生け垣で、前面道路に面し、所定の要件を満たすものについては、決められた額に応じて助成しています。お気軽にご相談ください。

<生け垣の効果>

生け垣は、その形状や樹種の選択により、①景観構成の強調や背景としての効果などのほか、②境界の表示、③侵入防止、④微気候調節（通風・日照の調節）、⑤遮へい、⑥植栽の保温などの機能を果たすことができます。スクリーンの美しさ、景観へのなじみの良さは他の物に代えがたいものであることから、効果的に利用できるよう工夫します。

<生け垣の種類>

外 垣	庭や建物の周囲を囲み、境界として、あるいは遮へいの機能を持たせるために作られるもので、高さ 1.5~2.0mの生け垣。
高(生)垣	境界や遮へいの機能を持つためのものであるが、高さが 3.0~5.0m位で、主に防火、防風用に利用される。 地上から 2.0m位は下枝を払い、その上は、竹や丸太で四つ目状あるいは網状に組んで生長枝を誘引して生け垣とする。
境 界 垣	花壇や芝生地、菜園などを囲む輪郭や区画用に作られる。高さは 0.3~1.0m位の低い生け垣。
蔓 物 垣	蔓性の植物を、金網柵や竹垣、木製の垣や柵などにかからませた生け垣。
混 ぜ 垣	刈り込みのできる樹種あるいは落葉、常緑の樹種を混植して作る垣。

出典：造園施行管理技術編（監修／国土交通省都市局公園緑地課）

<生け垣に使用する樹種の条件>

1. その土地の自然条件に適していること
2. 萌芽力が旺盛で刈り込みに耐えること
3. 枝葉が密で下枝が枯れにくいこと
4. 病害虫などに強いこと
5. 移植、手入れが容易なこと など

<生け垣に使用する主な樹木>

高生け垣	常緑：シラカシ・アラカシ・モチノキ・サワラ・ヒマラヤスギなど
日 陰 地	常緑：シラカシ・アラカシ・サンコジュ・サザンカ・ヤブツバキ・レッドロビン(セイヨウカナメモチ)・ネズミモチ・ヒイラギモクセイ・イヌツゲなど
花 木	常緑：キンモクセイ・サザンカ・ヤブツバキなど 落葉：ドウダンツツジなど
新 緑	常緑：ベニカナメモチ・レッドロビン（セイヨウカナメモチ）
針 葉 樹	常緑：カイヅカイブキ・サワラ・イヌマキなど
狭い場所	常緑：ナリヒラダケ・ヤダケなど

出典：環境・景観デザイン百科（彰国社編）

7) 樹木等の保全措置

- ・敷地内に生育する樹林については、できる限り残しましょう。ただし、やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめるとともに、地域の植生に配慮しつつ、代替植生に努めましょう。
- ・樹姿や樹勢が優れた既存の樹木は、できる限り修景に活かし、やむを得ない場合は、移植の適否を判断し、周辺に移植しましょう。

■ 基本的な考え方 ■

参照： P63 3-2 (1) 建築物 9) 樹木等の保全措置

敷地内に景観的に優れた既存樹木等がある場合は、できる限りそのまま残せるよう、建築物の配置、規模等を工夫します。

既存樹木等の保存が難しい場合は、できる限り周辺に移植して、樹勢の回復に努め、又は補完・代替え措置を講じます。



街道の雰囲気を高めている緑量豊かな敷地内の樹木

(2) 次に掲げる工作物の新築、増築又は改築

(原則として、建築物の新築、増築又は改築の基準に準じる。)

ア) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの及び高架水槽

アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設、石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設

彫像その他これに類するもの(ただし、芸術作品展など一時的に設置するものを除く。)

メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設

参照:	P 65	3-2 (2) 工作物
		ア) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの及び高架水槽 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設及び石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類するもの
		1) 敷地内における位置 2) 形態・意匠 3) 外壁に付帯する施設 4) 色彩 6) 敷地の緑化措置等
	P 68	イ) 彫像その他これらに類するもの(ただし、芸術作品展など一時的に設置するものを除く。)
		1) 敷地内における位置 2) 形態・意匠・色彩 3) 敷地の緑化措置等
	P 70	ウ) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊技施設
		1) 敷地内における位置 2) 形態・意匠・色彩 3) 敷地の緑化措置等

・原則として、それぞれ該当する「栗東市景観計画区域」の景観形成基準に配慮しましょう。

イ) 汚水又は廃水を処理する施設

参照：	P72	3-2 (2) 工作物
		エ) 汚水又は廃水を処理する施設
		1) 敷地内における位置
		2) 形態・意匠・色彩
		3) 敷地の緑化措置等

1) 敷地内における位置

- ・原則として、煙突又はごみ焼却施設などに関する「栗東市景観計画区域」の景観形成基準に配慮しましょう。

2) 形態・意匠・色彩

- ・周辺の景観に威圧感、圧迫感を与えないすっきりとした形態、高さ、意匠とし、周辺景観と調和するように配慮しましょう。
- ・平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮するなどデザインを工夫しましょう。

汚水、廃水処理施設の壁面は、周辺地域に圧迫感や威圧感を与えないよう、表面の形状や色彩・素材などを工夫します。

むき出しとなった配管類は、本体と同色の塗装を施したり、道路から見えにくいところにまとめることで、雑然とした印象を軽減します。

3) 敷地の緑化措置等

- ・敷地外周部は、特に緑化を図り、道路などの公共空間から見えないように配慮しましょう。
- ・道路から後退してできる空地は、特に緑化に努めましょう。
- ・常緑の中高木をとり入れた緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう、配慮しましょう。
- ・敷地内に生育する樹林や樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できる限り保全するとともに、優れた樹木は積極的に修景に活かしましょう。
- ・建築行為に支障がある樹木は、移植の適否を判断し、できる限り周辺に移植するとともに、十分な管理と樹勢の回復に努めましょう。
- ・植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種に配慮しましょう。

ウ) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）

参照：	P73	3-2 (2) 工作物
		オ) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）
		1) 敷地内における位置
		2) 形態・意匠・色彩
		3) 敷地の緑化措置等

- ・送電線鉄塔及びその電線路については、原則として、該当する「栗東市景観計画区域」の景観形成基準に配慮しましょう。

■ 基本的な考え方 ■

原則として、景観に配慮した電柱（景観配慮柱）を用います。

1) 敷地内における位置

- ・鉄塔は、原則として、道路沿いには設置しないものとしましょう。ただし、やむを得ず設置する場合は、道路からできる限り後退し、極力目立たない位置となるよう配慮しましょう。
- ・電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、道路の路面には設置しないよう配慮しましょう。ただし、これによることが難しい場合は、極力目立たない位置となるよう配慮しましょう。

(3) 建築物等の移転、外観を変更することとなる修繕

若しくは模様替又は色彩の変更

- ・建築物等の移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更は、それぞれ該当する建築物等の敷地内における位置及び敷地の緑化措置の基準、建築物等の形態、意匠及び素材の基準に配慮しましょう。

工) 太陽光発電設備その他これらに類するもの

参照：	P74	3-2 (2) 工作物
		カ) 太陽光発電設備その他これらに類するもの
		1) 敷地内における位置
		2) 形態・意匠
		3) 外壁に付帯する施設
		4) 色彩
		5) 敷地の緑化措置等

1) 敷地内における位置

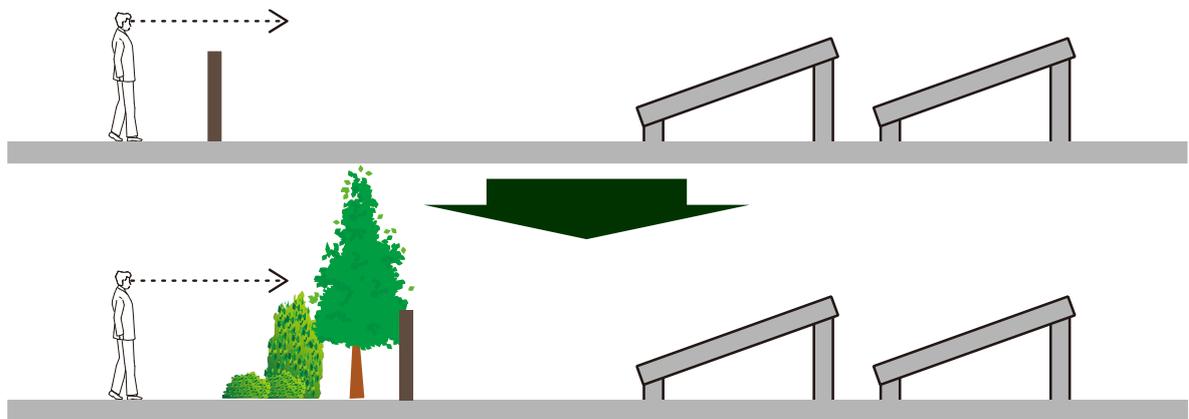
- ・太陽光発電設備やその付属設備などを設ける場合は、できる限り道路などの公共空間から見えない場所に配置するとともに、周辺の建築物や景観との調和を図りましょう。
- ・やむを得ず、道路などの公共空間から望見できる場所に設置する場合は、敷地境界線からできる限り後退させるとともに、できるだけ目立たない位置に設けましょう。特に道路境界線については、道路への威圧感や圧迫感を軽減させるため、高さや位置に配慮した積極的な緑化や修景措置を行いましょ。

■ 基本的な考え方 ■

歴史街道の沿道には、原則として太陽光発電設備等は設けないようにします。やむを得ず設置する場合は、道路などの公共空間からの見え方に配慮し、周辺の景観に溶け込み、違和感のない位置・規模とするとともに、遮へい柵、修景植栽等により修景的配慮を行います。

反射光が周辺に影響を及ぼすことがないように配慮します。

また、周辺の景観と調和しにくい追尾式の太陽光発電施設は、原則として設けないものとします。



敷地の境界部から後退させるとともに、植栽等により目立たないようにしましょう。

2) 形態・意匠

- ・できる限りすっきりとした形態及び意匠とし、周辺景観と調和するよう配慮しましょう。

■ 基本的な考え方 ■

高さはできるだけ低くすることで周囲への影響を抑えます。

3) 外壁に付帯する施設

- ・外部に設ける配管類は、外壁面に露出させないよう配慮しましょう。
- ・露出を抑えることが難しい場合やデザインとしてあえて露出する場合は、壁面と同一の色調化、建物と一体的なデザイン、その他の修景や積極的な緑化などに配慮しましょう。

4) 色彩

- ・太陽光発電設備等のパネルは、黒又は濃紺若しくは低彩度・低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものにしましょう。
(パネルの色に対してはマンセル表色系の基準は適用しません。)
- ・付属設備は、周辺景観と調和した色彩としましょう。
- ・建築物の色彩に関する基準に配慮しましょう。

5) 敷地の緑化措置等

- ・道路への威圧感や圧迫感を軽減させるため、高さや位置に配慮した積極的な緑化や修景措置を行いましょう。
- ・特に平面型の太陽光発電設備等を設置する場合は、生垣等の植栽による目隠し措置を講じましょう。
- ・常緑の中高木をとり入れた緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう、配慮しましょう。
- ・敷地内に生育する樹林や樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できる限り保全するとともに、優れた樹木は積極的に修景に活かしましょう。
- ・建築行為に支障がある樹木は、移植の適否を判断し、できる限り周辺に移植するとともに、十分な管理と樹勢の回復に努めましょう。
- ・敷地面積が1 ha 以上のもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）は、原則として、それらの敷地面積の20%以上を緑化しましょう。
- ・植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種に配慮しましょう。

オ) 垣、さく、へい（建築物に附属するものを含む。）
その他これらに類するもの

参照： P77 3-2 (2) 工作物
キ) 垣、さく、へい（建築物に附属するものを含む。）、擁壁その他これらに類するもの

- ・ 周辺景観及び敷地内の状況に調和した形態及び意匠としましょう。
- ・ 特に、中山道及び東海道に面して設ける場合は、歴史街道の雰囲気と調和する生け垣（樹木）や板塀、土塀などを基本とし、自らの創意工夫による景観への配慮が感じられるように設けましょう。
- ・ けばけばしい色彩とせず、できる限り落ち着いた色彩とし、周辺景観及び敷地内の状況との調和を図りましょう。

■ 基本的な考え方 ■

垣、さく、へいなどは、原則として、生け垣（樹木）、竹垣、板塀、土塀とし、できる限り周辺景観に調和するよう配慮します。やむを得ず、これらの構造にできない場合は、周辺の景観に合わせた落ち着いた色調、また周辺の建物等の意匠に合わせたデザインとします。

敷地内に庭などがある場合は、外部から敷地内が少し見えるようにしたり、垣、さく、へい越しに敷地内の豊かな緑を感じることができるようにするなど、敷地と道路が一体的に感じられるよう工夫します。

敷地内を遮へいする目的で垣、さく、へいなどを設ける場合は、周辺景観との調和を図るとともに、良好な景観の形成に寄与できる形態・意匠とします。



東海道に見られる板塀の例



敷地内の緑を感じることのできる竹垣の例

カ) 擁壁

参照： P77 3-2 (2) 工作物
 キ) 垣、さく、へい(建築物に附属するものを含む。)、擁壁その他これらに類するもの

- ・道路に面して設ける場合は、できる限り低いものにしましょう。
- ・できる限り石材などの自然素材を用い、これによることが難しい場合はこれを模したものとしましょう。
- ・ただし、歴史街道に面して設ける場合で、これらの素材を用いることが難しい場合は、擁壁の前面に緑地を設けるなど、積極的に修景緑化を施しましょう。

■ 基本的な考え方 ■

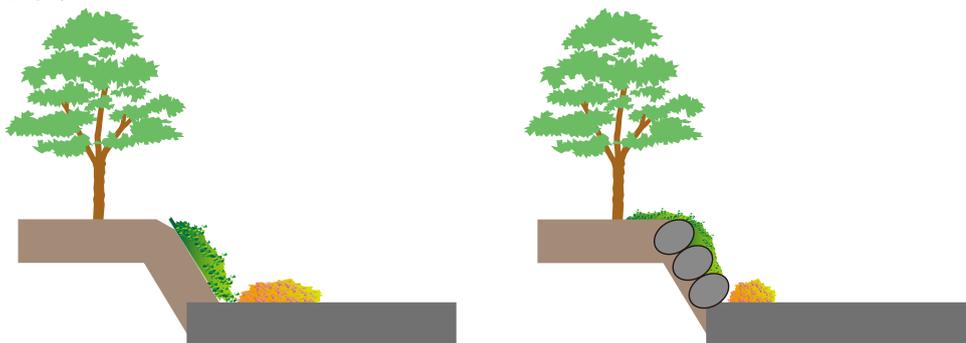
原則として擁壁の設置は避けます。やむを得ず設置する場合は、一体的に感じられるよう、その高さをできる限り低くするとともに、のり面を併設したり、複数の段差とするなど、工夫します。

擁壁の高さは、原則として150cm(目線)以下とします。90cm(腰の高さ)を超える高さの擁壁を設ける場合は、周辺景観に与える影響が大きいことから、その勾配や壁面形状を変化させるなど、圧迫感や威圧感を軽減する修景措置を講じます。

擁壁は、周辺の景観に馴染みやすい石材などの自然素材を用いることを基本とし、できるだけ環境に負担をかけない工法によるものとします。やむを得ず、自然素材以外の材料を使用する場合は、これを模したものをを用いることで景観との調和を図ります。

自然素材やそれを模した素材も用いることができない場合は、壁面の緑化、構造物前面の植栽、化粧型枠などにより積極的に景観的な措置を講じます。また、構造物の印象を和らげるため、積極的に修景緑化を講じます。

地域の景観を特徴づける石積みの擁壁などが残されている地域では、その様式、材料などを継承することで、地域的な景観を保全するだけでなく、さらに良好な景観となるよう配慮します。



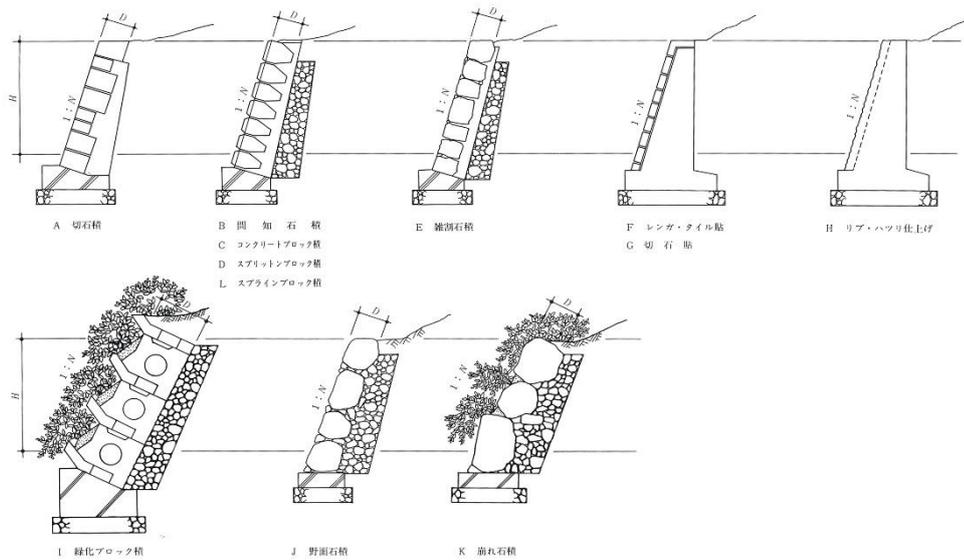
<目の高さで土止壁>

目の高さで土止壁



(出典：ランドスケープデザイン2/理工図書)

＜擁壁の種類＞



(出典：ランドスケープデザイン2/理工図書)



擁壁の高さを抑えるとともに、植栽により周辺の景観と調和させた例



自然に馴染ませたのり面の例



擁壁を石積みとすることで歴史的な街並み景観を維持している例



擁壁を利用してうおいの感じられる花壇やポケットスペースを確保した例

(3) 建築物等の移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

参照： P77 3-2 (3) 大規模建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

- ・ 建築物等の移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更は、それぞれ該当する建築物等の敷地内における位置及び敷地の緑化措置の基準、建築物等の形態、意匠及び素材の基準に配慮しましょう。

(4) 木竹の伐採 ※太字の基準については、特に配慮してください

- ・伐採は、できる限り小規模にとどめましょう。
- ・道路から見える樹姿又は樹勢が優れた樹木は、できる限り伐採せずにその周辺に移植するとともに、移植後は十分な管理と樹勢の回復に努めましょう。
- ・高さ又は枝張り 10m以上の大きな樹木は、原則として伐採しないよう配慮しましょう。
- ・伐採を行った場合は、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じましょう。

■ 基本的な考え方 ■

参照：	P 54	3-2	(1) 建築物	8) 樹木等の保全措置
	P 63	3-3	(1) 建築物	7) 樹木等の保全措置

樹木は、景観形成を図るうえで重要な要素であり、長い年月をかけて育まれた、地域の重要な資源・財産ともいえます。

木竹の伐採は、周辺の景観に与える影響が大きいこと、また樹木の成長に年月がかかることから、なるべく小規模にとどめることができるよう配慮します。

高さや樹冠幅が 10mを超える大きな樹木、一団となって生育する樹林については、原則として伐採しないものとします。

やむを得ず伐採する場合は、周辺景観への影響だけでなく、生態的な連続性が途切れないよう配慮が望まれます。

事前に樹木の樹種、樹齢、樹形などの価値の調査・検討、周辺に生息する植物や生き物の状況の調査を行い、周辺の生態系に影響を与えないよう配慮します。必要に応じてその周辺の環境を良好に維持できるよう、林縁部^{※1}に中・低木の植栽を行ったり、けもの道などの生物の移動路^④を確保するなど、必要な代替措置を講じます。

<開発による自然環境への影響を緩和する手法（ミチゲーション）>

ミチゲーションの方法を検討する順序としては、まず自然環境への影響をできる限り「回避」、「最小化」することを考えます。その上でやむを得ず損なわれる環境については「矯正」、「軽減」による対応を考えます。「代償」は最後の手段です。

- 回避 : 特定の行為あるいはその一部を行わないことにより、影響全体を回避する。
- 最小化 : 行為とその実施において、程度と規模を制限することにより、影響を最小化する。
- 矯正 : 影響を受けた環境を修復、回復、又は改善することにより、影響を矯正する。
- 軽減 : 保護・保全活動を行うことにより、事業期間中の影響を軽減・除去する。
- 代償 : 代替の資源や環境で置換、あるいはこれらを提供することにより、影響を代償する。

(出典：土木ミニ知識 Vol.83 February 1998/ (社) 土木学会)

※1 林 縁 部 : ・林と道路や田んぼなど無立木地との接する場所。

(5) 屋外における物件の堆積

1) 敷地内における位置 ※太字の基準については、特に配慮してください

- ・敷地境界線からできる限り後退しましょう。
- ・原則として、後退の距離は、敷地境界線から2 m以上としましょう。
- ・道路又はその他の公共の場から容易に見えない位置に集積又は貯蔵しましょう。ただし、これによることが難しい場合は、敷地外周部に高さや位置に配慮した積極的な緑化や修景措置を行いましょ。

■ 基本的な考え方 ■

参照：	P 31	3-2	(1) 建築物	1) 敷地内における位置
	P 80	3-3	(1) 建築物	1) 敷地内における位置

2) 形態・意匠

- ・遮へい措置を要するものの集積又は貯蔵の高さは、できる限り低いものにしましょう。
- ・事務所における原材料・製品、スクラップ等又は建設工事等における資材等の集積又は貯蔵は、外部から容易に見えないよう敷地外周部に遮へい措置を施しましょう。特に、道路に面する部分は、できる限り常緑の中高木で遮へい措置を講じましょう。
- ・農林水産物、商品の展示場等は、物品を整然と集積又は貯蔵し、その敷地周囲に修景のための植栽を行いましょ。

■ 基本的な考え方 ■

参照：	P 33	3-2	(1) 建築物	2) 形態(・意匠)
	P 37			3) 外観(屋上設備等)
	P 82	3-3	(1) 建築物	2) 形態
	P 84			3) 意匠

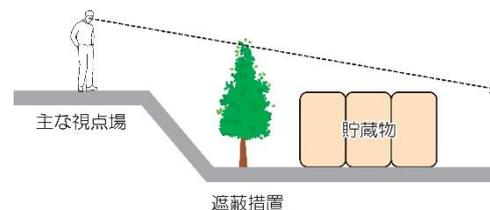
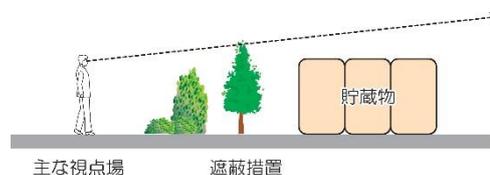
遮へい措置を要するものの集積や貯蔵の高さは、遮へい措置の効果を考慮して、できる限り抑えます。周辺の地形や視点場の位置に合わせ、効果的な遮へい措置を講じます。

事務所における原材料・製品、スクラップなどや建設工事などにおける資材など、雑然とした印象を与えるものの集積又は貯蔵については、道路又はその他の公共の場から容易に見ることができないよう、敷地境界線からできる限り後退するとともに、敷地外周部に遮へい措置を施します。

特に、歴史街道に面する部分については、樹木や、周辺の景観との調和に配慮した板塀や土塀により遮へいます。

樹木を用いて遮へいする場合は、堆積物の規模に合わせた樹種とするとともに、常緑の中高木をとり入れた修景緑化により1年を通して修景の効果が上がるよう、樹種の選定に配慮します。

田園の稲架のように地域の風景を特徴づける農林水産物や、人に見せるための商品の展示場などの集積・貯蔵を行う場合は、その目的などに配慮しながら整然と集積又は貯蔵し、必要に応じて修景緑化等を行います。



3) 敷地の緑化措置等

- ・常緑の中高木をとり入れた修景緑化により、1年を通して修景の効果が上がるよう配慮しましょう。
- ・敷地内に生育する樹林については、できる限り残しましょう。ただし、やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめるとともに、地域の植生に配慮しつつ、代替植生に努めましょう。
- ・樹姿又は樹勢が優れた良好な樹木が敷地内にある場合は、この樹木を積極的に修景に活かしましょう。
- ・建築行為に支障がある場合などは、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植するとともに、十分な管理と樹勢の回復に努めましょう。
- ・植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種としましょう。

■ 基本的な考え方 ■

参照：	P 46	3-2	(1) 建築物	7) 敷地の緑化措置等
	P 73	3-3	(1) 建築物	6) 敷地の緑化措置等

(6) 土地の形質の変更 ※太字の基準については、特に配慮してください

- ・樹姿又は樹勢が優れた樹木及び樹林がある場合は、できる限り保全しましょう。
- ・のり面は、周辺景観及び周辺環境に配慮し、芝、低木及び中高木の植栽により緑化に努めましょう。ただし、これによることが難しい場合は、石材等の自然素材を用い、これらの素材を使用することができない場合は、これを模したものを用いましょう。
- ・造成等に係る切土及び盛土の量は、できる限り少なくし、のり面整形は土羽によるものとし、積極的に緑化を行いましょ。
- ・駐車場を設置する場合は、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木をとり入れた修景緑化を行い、単調な空間にならないように配慮しましょう。ただし、これによることが難しい場合は、道路などの公共空間から見えないう、植栽による遮へい措置を講じましょう。
- ・広場、運動場その他これらに類するもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）を設置する場合であって、その敷地面積が1 ha 以上のものは、敷地面積の20%以上を緑化し、道路などの公共空間に面する部分は中高木をとり入れた緑化を行いましょ。

■ 基本的な考え方 ■

参照：	P 46	3-2	(1) 建築物	7) 敷地の緑化措置等
	P 55			8) 樹木等の保全措置
	P 73	3-3	(1) 建築物	6) 敷地の緑化措置等
	P 74			7) 樹木等の保全措置
	P 76	3-3	(2) 工作物	ウ) 擁壁

景観や環境への影響を考慮し、造成などに係る切土及び盛土の量はなるべく少なくします。のり面が生じる場合は、視覚的につながりを持たせ、一体となった景観形成ができるよう、整正は土羽（コンクリートなどで保護していない土の部分）とし、土羽の部分は、芝張りなどにより積極的に緑化します。

土質などにより、やむを得ず擁壁を設置する場合は、必要最小限に抑えるとともに、原則として石材などの自然素材を用いた構造物とします。やむを得ず自然素材とできない場合は、これを模したものを uses。

① 駐車場の緑化について

駐車場など景観阻害要素になる恐れのある施設については、その周辺に遮へい効果の高い緑化を行います。

< のり面勾配と樹木の関係（勾配ごとの植栽可能な樹木の目安） >

勾配	断面パターン	植栽可能樹木
1:1.5 (66.6%) (33° 40')		地被 芝
1:1.8 (55%) (29° 3')		地被 低木
1:3 (33.3%) (18° 30')		地被 低木 中木
1:4 (25%) (14° 00')		地被・低木 中木・高木

出典：造園施行管理技術編（監修／国土交通省都市局公園緑地課）



のり面を利用して植栽した例



中山道及び東海道に見られる駐車場の敷地外周部緑化の例

3-3-3 (都) 下笠下砥山線景観形成推進地域の景観形成基準

(1) 建築物（建築物に附属する門及びへいを除く。）の新築、増築又は改築

1) 敷地内における位置

- ・周辺の建築物の配置状況を勘案しつつ、壁面線の統一に配慮し、整然とした街並みの形成に努めましょう。
- ・敷地内の建築物及び工作物の規模を勘案して、釣合いよく配置しましょう。
- ・樹姿又は樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、この樹木を修景に活かせるよう配慮しましょう。

■ 基本的な考え方 ■

参照：	P 25	3-2	(1) 建築物	1) 敷地内における位置
	P 44	3-2	(1) 建築物	5) 屋外附属施設等
	P 66	3-3	(1) 建築物	1) 敷地内における位置

2) 形態

- ・周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態としましょう。
- ・周辺の建築物と調和した屋根（勾配や向き）等とし、連続した街並みを乱さないよう努めましょう。
- ・太陽光発電設備等を屋根の上や壁面などに設置する場合は、道路などの公共空間から望見できる場所には設置しないよう努めましょう。やむを得ず、道路などの公共空間から望見できる場所に設置する場合は、屋根や壁面と一体的な形態としましょう。
- ・勾配屋根に設置する場合は、太陽光パネルが当該屋根の外縁部より外側にはみ出さないものとし、屋根に密着させましょう。
- ・陸屋根に別途設置する場合は、太陽光パネルの最上部をパラペットの高さ以下にし、端部からできるだけ後退させましょう。ただし、これにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し措置を講じ、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとしましょう。
- ・壁面に設置する場合は、当該壁面の外縁部より外側に太陽光パネルがはみ出ないようにしましょう。
- ・屋上に設ける設備は、できる限り目立たない位置に設けるとともに、建築物本体及び周辺景観との調和に配慮しましょう。ただし、これによるのが難しい場合は、目隠し措置を講じるなど修景措置を図りましょう。

■ 基本的な考え方 ■

参照：	P 27	3-2	(1) 建築物	2) 形態
	P 67	3-3	(1) 建築物	2) 形態

3) 意匠

- ・平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮しましょう。
- ・大規模建築物は、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感及び圧迫感を軽減するよう努めましょう。
- ・太陽光発電設備等を屋根の上や壁面などに設置する場合は、その他の屋根材又は外壁材の意匠や周辺環境と調和したまとまりのあるデザインにしましょう。

■ 基本的な考え方 ■

参照：	P 29	3-2	(1) 建築物	3) 外観(屋上設備等)
	P 68	3-3	(1) 建築物	3) 意匠

4) 色彩 ※太字の基準については、特に配慮してください

- ・けばけばしい色彩とせず、できる限り落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況との調和を図りましょう。
- ・外観及び屋根の基調色は、次の色彩の基準に配慮しましょう。

有彩色 (マンセル値*1による)	明 度 (下限値)	彩 度 (上限値)
R・YR・Y (赤・橙・黄色系)の色相	3以上	6以下
その他 (緑・青・紫系)の色相	3以上	3以下
無彩色	3以上	—

- ⇒ 屋根の基調色については、彩度のみとします。
- ⇒ 漆喰、紅柄などの自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合は、この限りではありません。
- ・太陽光パネルは、黒又は濃紺若しくは彩度2以下で低明度の色彩とし、低反射でできるだけ模様が目立たないものとしましょう。
- ⇒ 太陽光パネルが設置される屋根や壁面と調和すると認められる場合は、この限りではありません。
- ・付属設備は、周辺景観と調和した色彩としましょう。
- ・外壁に設置する場合は、他の外壁についても、太陽光パネルおよび周辺景観と調和した色彩となるよう配慮しましょう。
- ・色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を考慮しましょう。
- ・周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合は、対比調和の効果が発揮できるよう考慮しましょう。

■ 基本的な考え方 ■

参照：	P 33	3-2	(1) 建築物	4) 色彩
	P 69	3-3	(1) 建築物	4) 色彩

5) 素材

- ・周辺景観になじみ、耐久性及び耐候性に優れた素材を使用しましょう。
- ・冷たさを感じさせる素材又は反射光のある素材を壁面などの大部分にわたって使用することは避けましょう。
- ・周辺の建築物に用いられている素材若しくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和が図られるよう配慮しましょう。

■ 基本的な考え方 ■

参照：	P 44	3-2	(1) 建築物	6) 素材
	P 72	3-3	(1) 建築物	5) 素材

6) 敷地の緑化措置等 ※太字の基準については、特に配慮してください

- ・敷地内の空地は、できる限り緑化措置を講じるとともに、適切な管理に努めましょう。
- ・敷地面積が1 ha 以上のもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）は、原則として、それらの敷地面積の20%以上を、敷地面積が1 ha 未満のものについては、敷地面積から建築面積を引いた面積の20%以上を緑化しましょう。
- ・建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成及び周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成及び樹木の配置を考慮した植栽を行いましょ。
- ・大規模建築物については、周囲に与える威圧感、圧迫感、突出感を和らげるよう、その高さを考慮した樹種や樹木を選び、その植栽位置を考慮しましょう。
- ・植栽は、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種に配慮しましょう。

■ 基本的な考え方 ■

参照：	P 46	3-2	(1) 建築物	7) 敷地の緑化措置等
	P 73	3-3	(1) 建築物	6) 敷地の緑化措置等

7) 樹木等の保全措置

- ・敷地内に生育する樹林については、できる限り残しましょう。ただし、やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめるとともに、地域の植生に配慮しつつ、代替植生に努めましょう。
- ・樹姿や樹勢が優れた既存の樹木は、できる限り修景に活かし、やむを得ない場合は、移植の適否を判断し、周辺に移植しましょう。

■ 基本的な考え方 ■

参照：	P 55	3-2	(1) 建築物	8) 樹木等の保全措置
	P 74	3-3	(1) 建築物	7) 樹木等の保全措置

(2) 次に掲げる工作物の新築、増築又は改築

(原則として、建築物の新築、増築又は改築の基準に準じる。)

- ア) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの及び高架水槽
 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設、石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
 彫像その他これに類するもの(ただし、芸術作品展など一時的に設置するものを除く。)
 メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- イ) 汚水又は廃水を処理する施設
- ウ) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)
- エ) 太陽光発電設備その他これらに類するもの

参照：	P 65	3-2 (2) 工作物	ア) 煙突又はごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの、記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの及び高架水槽 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設及び石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類するもの	1) 敷地内における位置 2) 形態・意匠 3) 外壁に付帯する施設 4) 色彩 6) 敷地の緑化措置等
	P 68	イ) 彫像その他これらに類するもの(ただし、芸術作品展など一時的に設置するものを除く。)		1) 敷地内における位置 2) 形態・意匠・色彩 3) 敷地の緑化措置等
	P 70	ウ) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊技施設		1) 敷地内における位置 2) 形態・意匠・色彩 3) 敷地の緑化措置等
	P 72	エ) 汚水又は廃水を処理する施設		1) 敷地内における位置 2) 形態・意匠・色彩 3) 敷地の緑化措置等
	P 73	オ) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系(その支持物を含む。)		1) 敷地内における位置 2) 形態・意匠・色彩 3) 敷地の緑化措置等
	P 74	カ) 太陽光発電設備その他これらに類するもの		1) 敷地内における位置 2) 形態・意匠 3) 外壁に付帯する施設 4) 色彩 5) 敷地の緑化措置等

- ・原則として、「中山道景観形成推進地域」及び「東海道景観形成推進地域」の景観形成基準に配慮しましょう。

オ) 垣、さく、へい（建築物に附属するものを含む。） その他これらに類するもの

参照： P77 3-2 (2) 工作物
キ) 垣、さく、へい（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの

- ・周辺景観及び敷地内の状況に調和した形態及び意匠としましょう。
- ・道路に面して設ける場合は、できる限り生け垣（樹木）を用いましょう。
- ・けばけばしい色彩とせず、できる限り落ち着いた色彩とし、周辺景観及び敷地内の状況との調和を図りましょう。

カ) 擁壁

参照： P77 3-2 (2) 工作物
キ) 垣、さく、へい（建築物に附属するものを含む。）その他これらに類するもの

- ・原則として、「中山道景観形成推進地域」及び「東海道景観形成推進地域」の景観形成基準に配慮しましょう。

- (3) 建築物等の移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替
又は色彩の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 屋外における物件の堆積
- (6) 土地の形質の変更

参照：	P77	3-2	(3) 大規模建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替 又は色彩の変更
	P		(4) 木竹の伐採
	P		(5) 屋外における物件の堆積
	P		(6) 土地の形質の変更

・原則として、「中山道景観形成推進地域」及び「東海道景観形成推進地域」の景観形成基準に配慮しましょう。

3-3-3 下笠下砥山線
(5) 屋外における物件の堆積

3-3-3 下笠下砥山線
(6) 土地の形質の変更

良好な景観づくりに
向けた行為の制限
第3章

3-3-3 下笠下砥山線
(3) 建築物等の移転等

3-4 下笠下砥山線
(4) 木竹の伐採

